

討議資料（3） （金融グループにおける IT・決済関連業務の取扱い）

1. 基本的な考え方

(1) 背景

FinTech（ITを活用した革新的な金融サービス事業）の拡大に代表される近時のITイノベーションの世界的な広がりは、決済をはじめとする金融サービス業の今後のあり方に大きな影響を及ぼすものである。欧米金融機関では、こうした環境変化が危機感を持って捉えられ、ITベンチャー企業等への出資・連携を活発化させるなど、戦略的かつ柔軟な対応をみせている。

こうした中、日本の金融グループが、環境変化に対応しつつ今後も持続的成長を維持し続けていくためには、IT・決済関連業務を取り巻くイノベーションを戦略的に取込みながら、柔軟に業務展開を行っていくことが重要との指摘があるが、どう考えるか。

同時に、各金融グループがこうした取組みを進めていく中、制度の面からも、見直しの余地がないか、検討していく必要があるとの指摘について、どう考えるか。

(2) 金融グループの業務展開のあり方を巡る制度面における基本的な視点

銀行を中核とする金融グループにおける業務展開のあり方を検討していくにあたっては、以下のような点に留意する必要があると考えられるが、どうか。

銀行を中核とする金融グループは、預金を用いた決済機能の提供や、信用創造・金融仲介を営むなど、社会・経済上の重要なインフラ機能を担っている。このため、これらの金融グループにおいては、まずもって銀行が担うべき本来的な役割の発揮に注力することが求められており、その行いする業務については、他業禁止の規制が課された上で、その子会社・兄弟会社の行いする業務と併せて、関係法令等において限定的に定められている。

銀行を中核とする金融グループにおける業務範囲のあり方を考えるにあたっては、まずもって、上記の他業禁止が課されている趣旨、すなわち、

- ・ 本業専念による効率性の発揮
- ・ 他業リスクの回避
- ・ 利益相反の防止
- ・ 優越的地位の濫用の防止

を踏まえ、更に、今日的な視点としては、多様な業務を営むことで、組織構造の単純性が損なわれ、グループの実効的な経営管理が困難になることがないか、といった点を踏まえていく必要があるとの指摘が考えられるが、どうか。

その上で、新たな業務をグループ内のいずれのエンティティ（銀行本体、子会社、兄弟会社）に認めることが適切かについては、従来、

- ・ 当該業務と銀行の本来的業務との機能的な親近性
- ・ 当該業務のリスクと既に銀行が負っているリスクとの同質性
- ・ 銀行本体へのリスク波及の程度

等を勘案して決定する必要がある（金融審議会報告（平成19年）参照（参考資料1））とされてきているが、どうか。

（注）現行制度は、上記のような考え方にに基づき、

- ・ 銀行の子会社には、銀行本体に許容される業務に加え、証券業務、信託業務、保険業務、金融関連業務（銀行業務等に付随又は関連する業務）、従属業務（銀行又は銀行グループに属する証券会社、保険会社、信託会社の業務に従属する業務）等
- ・ 兄弟会社には、銀行子会社に許容される業務に加えて、商品現物取引

が許容される枠組みとなっている（参考資料2）。

2. IT・決済関連業務への取組み

各金融グループが様々な取組みを進める中、IT・決済関連業務を巡るイノベーションへの取組みにあたっては、銀行法令による規制等との関係で、例えば、以下のようなことについて、柔軟化が許容されないかとの声がある。

(イ) 決済関連 IT 企業への出資の容易化

近年、FinTech と呼ばれる IT 技術を活用した独創的な金融サービス事業が、急速に拡大しつつある。例えば、スマートフォンを用いた新たな決済サービス（モバイルウォレット等）や携帯電話番号等を用いた送金サービスなどが、主に IT 企業または、それとの連携によって、新たな形で利便性高く提供されている。欧米金融機関では、こうした技術の取込みを目的に、決済関連 IT 企業等への出資・買収を通じ、自身の決済サービスを拡充している。

こうした中、日本の金融グループにおいても、決済関連 IT 企業への出資等を通じ、こうした技術革新を銀行業務に取込みたいとの要請が高まりを見せている。

この点に関し、現在、銀行の子会社・兄弟会社には、「従属業務」（銀行又はその子会社・兄弟会社の「営む業務に従属する業務として内閣府令で定めるもの」）を営むことが認められている（「主として当該銀行、その子会社の営む業務のためにその業務を営んでいるものに限る」とこととされている）。当該「従属業務」には、現在、営業用不動産管理業務、事務用品購入・管理業務、システム関連業務、ATM 保守点検業務、労働者派遣などが規定されている。

また、銀行の子会社・兄弟会社には、「金融関連業務」として、銀行業務等に付随又は関連する業務を営むことが認められている。

金融グループとして、FinTech の動きに対応した IT 企業への出資を行う場合、当該企業の業務には、様々なものが想定されうる。出資対象となる企業の業務が、銀行自らの業務に従属するものとなることが明確に認められるものであれば、「従属業務」となり、また、それが、金融関連のサービスに結実していくものと認められるものであれば、「金融関連業務」となる余地がある。

他方、出資の時点では、出資先企業における技術・サービス開発の将来性を見込めるものの、その成果がどのような分野で活用されていくか、十分な確実性をもって見込めないものもあり得る。この観点からは、従来の整理である「従属業務」や「金融関連業務」に必ずしも該当しない領域も想定される。

この点について、FinTech への対応は、それ自体、将来の可能性への戦略的な対応が必要となるものであり（注）、従来の「従属業務」や「金融

関連業務」の取扱いを柔軟に考えていくべきとの指摘がありうるが、どう考えるか。

(注) 将来の業界動向に関して不確実性が大きい場合、経営者にとっては、新たな分野に参入する権利を留保するために業務範囲を広げておく戦略をとることも重要との指摘がある(第4回会合 池尾参考人報告)。

また、近時の IT イノベーションの進展のスピードを踏まえると、上記のように将来的に様々な展開が予想される業務について、金融グループが行える業務を法令上、予め限定列挙しておくのではなく、より柔軟な枠組みを用意しておく必要があるのではないかと指摘もありうる。他方、規制の明確性等の観点から、金融グループが行える業務は、限定列挙等の方式で明記することが必要との指摘もありうる。こうした点について、どのように考えるか。

(ロ) EC モール (電子商取引市場) 運営会社への出資

欧米金融機関や国内外の事業会社においては、IT 技術を活用し、インターネット上で、出店者及びその提供商品に関する情報を集約・提供し、それを通じ出店者と利用者が取引を行う場を提供する、いわゆる「EC モール」運営会社への出資等を行う動きが見られるところである。

EC モールには、資金の流れと不可分の商流情報が集約されるため、例えば、こうした情報を融資審査等に活用するなどにより、新たな金融サービスの提供が可能になるとの見方がある。また、EC モールに出店する利用者たる企業の側からは、EC モールは、都心部に店舗を構えることのできない地方の中小業者にとって新たな成長インフラとしての選択肢ともなり得るとの声もある。

こうした中、日本の金融グループにおいても、EC モールへの出資を許容して欲しいとの声があるが、どのように考えるか。

(注) 米国では、連邦規則等において、ファインダー業務として、銀行による EC モールの運営が許容されている。

EC モールは、「IT 技術を活用し、インターネット上で、出店者及びそ

の提供商品に関する情報を集約・提供し、それを通じ出店者と利用者が取引を行う場を提供するもの」と考えられるとの見方があるが、どうか。そのように捉えた場合、その機能を個別に分解してみれば、①取引当事者の紹介、②出店者の販売戦略等に係るアドバイス提供、③取引成立後の代金支払い、④商流情報を活用した融資といった機能に大別でき、これらは、いずれも銀行に許容されている業務、または、これと親近性のある業務であるとの見方があるが、どうか。

(注) なお、ECモールを運営する事業者の中には、「取引の場の提供」のみならず、自ら在庫を保有し、機能的に物流をも担う者もあるが、銀行業との親近性や他業リスクを踏まえれば、あくまで、銀行を中核とする金融グループにおいては、物流までは担わないことを前提に考える必要があるのではないかと考えられるが、どうか。

また、銀行を中核とする金融グループによるECモール運営会社への出資について、前述の金融グループの業務範囲規制の趣旨に照らした場合、どのように考えるか。

① 本業専念による効率性の発揮の視点

ECモールの機能を個別に分解すると、いずれも既に銀行に許容されている業務、または、これと親近性のある業務であることからすれば、必ずしも本業専念を妨げることはないとの見方について、どう考えるか。

② 他業リスク排除の視点

ECモールはあくまで「取引の場」を提供し、ECモール運営者自体は在庫を抱えないことを前提とすれば、その機能は、上記のとおり、既に銀行に許容されている業務、または、これと親近性のある業務であり、銀行業とは異なるリスクを排除するとの視点から問題は少ないとの見方について、どう考えるか。

③ 優越的地位の濫用防止の視点

ECモールはあくまで「取引の場」を提供するものであり、銀行が資金量等を背景に小売業を展開するものではないため、小売業者等の営業を圧迫するものではないとの見方について、どう考えるか(なお、ECモールへの出店を強制するようなことは当然に法令違反となる)。むしろ、商流情報を活用した融資の進展は、小売業者に対する融資

の積極化にも寄与するとの見方について、どう考えるか、

また、上記のように、都心部に店舗を構えることのできない地方の中小業者にとって新たな成長インフラとしての選択肢ともなり得るとの見方について、どう考えるか。

④ 利益相反の防止の視点

EC モールの出店者が利益を上げることは、銀行にとって不利益になることではなく、両者の利益のベクトルは基本的に同一であると考えられ、利益相反の問題は少ないと考えられるとの見方について、どう考えるか（なお、法令上、金融グループには、利益相反管理の徹底が求められている）。

⑤ 単純な組織構造の維持

EC モール業を行う会社に対して出資を行うにとどまり、銀行自らが EC モール業を営むことは想定しにくく、そうであれば、多様な業務を営むことで組織構造の単純性が損なわれ、実効的な経営管理が困難になるまでの問題は生じないとの見方について、どう考えるか。

銀行を中核とする金融グループが EC モール運営会社への出資を考える場合、通例は、決済や融資など EC モールに関連する金融サービスの提供の機会があることを念頭に検討が進められるものと考えられるが、仮に、そのような金融サービスの提供とは全く切り離された形で EC モール運営会社への出資が行われる場合には、銀行業との親近性があるとは言い難いことにならないか。こうしたものは排除していくとした場合、どのような制度的な担保が考えられるか。

また、EC モール運営会社への出資をグループ内のどのエンティティで営ませるべきかについては、前述のとおり、従来、

- ・ 当該業務と銀行の本来業務との機能的な親近性
- ・ 当該業務のリスクと既に銀行が負っているリスクとの同質性
- ・ 銀行本体へのリスク波及の程度

の観点から、考えていく必要があるとされてきているが、どう考えるか。

(ハ) 銀行グループ間の決済関連事務等の受託

現行、銀行の子会社・兄弟会社であって、決済関連事務などの業務（「従

属業務」)を営む会社については、①親銀行グループからの収入が総収入の50%以上となること(加えて、当該銀行グループに属する銀行からの収入があること)、②親銀行グループを含む複数の銀行グループから業務を受託する場合には、これらグループからの収入の合計が総収入の90%以上となること(加えて、これら各グループに属する銀行からの収入があること)が求められている。

この点について、足許、金融グループでは、決済関連事務の合理化等を通じたコスト構造の見直しや、IT投資を戦略的に実施していく必要性が高まりをみせる中、銀行間での決済関連事務の受託等を通じ、銀行間や銀行グループ内での連携・協働を容易にしてほしいとの声がある。

「従属業務」について「収入依存度規制」が設けられている趣旨は、「従属業務」は銀行業からみれば他業であるため、無制限にこれを銀行グループ内で営むことは健全性確保の観点から適切でないと考えられる一方で、銀行業務の遂行に必要となる業務であることから、銀行業務との一体性を確保することができる範囲に限定して、その取扱いを許容する点にあると考えられる。

この点、「従属業務」は、上述のとおり、親銀行グループへの収入の依存比率に照らして、銀行業務との一体性が判断されているが、ITシステムのように、初期コストは高額であるが、その後、規模の経済が働き、追加的費用は逡減していくといったものについて、同様に当てはめると、戦略的IT投資が求められる中、コストが過大なものとなり、結果として、戦略的なIT投資が損なわれるおそれがありうるとの指摘があるが、どう考えるか。

こうした論点に照らして、「従属業務」のうち、例えば、銀行のシステム管理やATM保守など、コスト構造に特性が見られ、業務のIT化の進展に伴い銀行グループ内での業務効率化、あるいは、IT投資の戦略的な実施に際し、複数の金融グループ間の連携・協働が強く求められる業務については、規制の柔軟化を検討する余地があるとの考え方について、どう考えるか。このように考えようとした場合、法令上「従属業務」は、「主として」銀行の営む業務のために営むものとされていることが支障となっているとの指摘について、どう考えるか。

(二) 異業種からの参入との関係

わが国においては、IT イノベーションの進展などを背景に、2000 年代初頭以降、事業会社等のいわゆる異業種による銀行業への参入が本格化し、当該異業種グループが、自ら事業を行いながら、その店舗ネットワークや顧客基盤などの共通化を通じて、グループ内で併せて営む銀行とのシナジーを発揮するなど、新たな形態での銀行のビジネスモデルが構築されている。

伝統的な銀行を中核とする金融グループのあり方を考える上では、こうした異業種グループとのイコール・フットィングも視野に入れつつ、検討を行っていくことが重要ではないかとの指摘もある。

現行、銀行持株会社は「総資産に占める子会社株式の価額が 100 分の 50 を超える会社」と定義され、銀行持株会社傘下のグループ全体に業務範囲規制が適用されている。

他方、流通系など異業種グループの銀行の親会社（事業会社）については、銀行持株会社の定義に該当せず、銀行の主要株主（銀行議決権の 20% 以上を保有する会社）としての規制が課されるのみで、業務範囲の規制等は課されていない（参考資料 4）。

銀行業に異業種から参入するグループに関する現在の規制の枠組み（主要株主規制）は、異業種参入によるイノベーションの促進と、銀行経営の健全性の確保との両面を踏まえて設けられたものである。このため、今後のイノベーションの進展を視野に入れれば、異業種からの銀行業への参入を過度に抑制することには慎重であるべきとの指摘も考えられる。

一方で、異業種からの参入の増加や、異業種グループ内の銀行の業務量の増加等が進む可能性もある中、仮に異業種から参入するグループの行動に問題があるとした場合の当該グループに対する監督権限は、現状で十分と言えるかとの指摘も考えられるが、これらについて、どう考えるか。

以上の他、金融グループによる IT・決済関連業務への取組みに関し、検討すべき点があるか。